

# 消防団にあなたの力を!!

出動に時間を要する遠隔地での火災や、市内全域で出動を要する災害時などに地域に密着し、消防隊と連携して住民の安全・安心を守る消防団。団員数は年々減少しており団員の確保が喫緊の課題です。全国各地で地震や風水害などの大規模災害が発生しており、市でも昨年の台風1号や平成30年1月豪雨では甚大な被害を受けました。その際、消防団員は水防活動や救助活動、広報活動など地域に密着した活動に徹しました。普段はそれぞれ仕事をもち、災害発生時には災害対応を、土・日曜日などには訓練や啓発活動を実施していますが、仕事や家庭の事情で入団を迷っているという人も多くありません。そこで、消防団の活動内容や頻度などの気になるところを紹介します。

《消防本部》

## 団活動は家庭と両立

消防団は、火災時の消火活動や水害時の水防活動などのほか、平常時には放水訓練など日々の出動時に必要な訓練や防火・防災の啓発活動などを実施しています。平常時の訓練の頻度は月に1回程度で、消防団操法大会(隔年)などの訓練がある月は平日の夜(団によっては土・日曜日)に訓練があります。訓練は休むこともでき、子どもの用事や休日出勤などの事情がある場合でも無理なく団活動が可能です。

また、年間報酬や災害、訓練などに出動した場合の出動手当があるほか、活動に必要な被服は市から貸与されます。さらに、公務上の災害で被った損害を補償するための公務災害補償などの制度もあり安心して活動ができます。

## 任期はあるの?..

消防団に具体的な任期はありません。しかし、職場の異動などで休日出勤が増えたり子育て環境の変化などの生活事情で退団・再入団も可能です。

## 遠くの職場に勤めている人は活動できない?..

市消防本部では、勤務中でも消防団業務で出動できるよう事業所に協力を依頼しています。協力事業所には「消防団協力事業所」の表示があるので、勤務先に確認してみてください。また、平時の出動が困難な場合でも風水害時などの出動もあるため、遠隔地に勤務している人も団活動は可能です。



▲消防団協力事業所の認定証

## 消防団の主な年間行事

- 7月…消防操法大会(2年に1回)
- 11月…秋季火災予防運動(1週間)
- 12月…年末特別警戒
- 1月…消防出初式(第2日曜日)
- 3月…春季火災予防運動(1週間)



年間行事		
訓練・練習など	月1回程度	放水や規律、土のう工法など
啓発活動など	年3回程度	パトロールや地域防災行事の協力など
操法大会前など	7月第1日曜	消火活動の時間や動きを競う。隔年

※仕事や子育て事情に合わせて活動に参加できます



▲平時には地域の防災イベントに参加



▲隔年で実施される消防操法大会の様子



多発する水害に備え土のう工法などの水防訓練も実施

## 舞鶴市の消防団

舞鶴市の消防団は東西地区合わせて20個団あり各地域を管轄し、管轄地域の実情に応じて部や班で構成されています。団員数は1,075人で平均年齢は45歳です(平成30年9月1日現在)。市では、現在6人の女性消防団員も各地域で防火・防災の啓発活動などで活躍しています。



## INTERVIEW ▶



### 柴田 久史さん家族(西消防団)

団員には子育て中の人やサラリーマンも多く、それぞれ仕事と家庭の事情を持っているのでお互い理解しあって活動しており、子どもの用事などを優先し活動を休むこともあります。ただ、実際に現場で活動できるよう基礎を覚えるまでは、なるべく訓練に来てもらいたいです。火災の出動は夜間が多く、昼間は東に勤務していても出動できています。また、職場の理解もあり災害時には出動を優先させてもらっています。消防団活動を通じ、地域のさまざまな人とのつながりができたり、避難時どこに配慮の必要な人がどこに住んでいるかなども把握でき、広い視野をもって地域を守る力になれていると感じています。

## 入団に関する問い合わせ先

- ◆入団資格…市内に居住する18歳以上の人(男女不問)
- ◆入団に関するご質問・手続きなど、お気軽にお問い合わせ。  
舞鶴市消防本部 ☎66・0119  
東消防署 ☎65・0119  
西消防署 ☎77・0119
- インターネットでのお問い合わせは、市ホームページの「消防本部お問い合わせフォーム」から。